

## 5 ▶ 民間団体の活動に対する支援

### 5.1 ▶ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

過労死等防止対策推進法第3条では、「過労死等の防止のための対策は、（中略）過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行わなければならない。」と規定されている。同法第5条では、過労死等防止啓発月間を設け、これを11月と規定するとともに、「国及び地方公共団体は、過労死等防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。」と規定されている。

また、同法第11条では、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために国及び地方公共団体は、必要な施策を講ずることが規定されている。同法の成立前から民間の団体においては過労死等の防止に関する活動としてシンポジウムを主催してきたが、同法に基づき作成した大綱では、国が取り組む重点対策の中で、過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、11月の過労死等防止啓発月間等において、民間団体と連携して全ての都道府県で少なくとも毎年1回は、シンポジウムを開催すると規定している。

このことから、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間である11月を中心に、「過労死等防止対策推進全国センター」、「全国過労死を考える家族の会」、「過労死弁護士全国連絡会議」等の過労死等の防止に関する活動を行う民間団体と連携し、都道府県や市の後援も得て、令和4年度は、全国47都道府県48か所（東京都は立川と中央の2会場）で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を国主催により開催した。

このシンポジウムは、有識者による講演、パネルディスカッション及び家族を過労死で亡くされた遺族の体験談等を基本的な構成としたものであるが、民間団体のこれまでの取組実績や意見を踏まえ、過労死をテーマにした落語をプログラムに入れたり、開会前に過労死遺族が書いた詩に曲をつけた歌を紹介したりした会場もあり、また、講演についても、過労死問題に精通する弁護士のほか、公衆衛生学や労働経済学を専門とする大学教授、企業の関係者、産業医、精神科の医師など多様な視点からの内容のものとなり、過労死等を防止することの重要性について理解を深め、対策を推進するための知識等を学ぶための機会として、48か所それぞれにおいて特色のあるものとなった。

シンポジウムに参加した人数は、4,502人（講師等登壇者及びスタッフを除く。）であった。

また、令和4年度は、遠方などにより会場でシンポジウムに参加することが困難な場合にも対応するため、会場と同等の映像コンテンツを配信するインターネット会場を設置した。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京中央会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワー・ハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日程  
2022年  
11月9日(水)  
13:00-16:15 (受付12:00~)

参加無料  
事前申込

会場  
イノホール  
(東京都千代田区内幸町2-1-1 経野ビルディング)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。会場や感染状況により、参加人数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム 特設

主催：厚生労働省  
後援：東京都  
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

QRコードを  
読み込んで下さい。

(過労死等防止対策推進  
シンポジウムポスター (令和4年度))

(過労死等防止対策推進シンポジウムの開催状況(令和4年度))

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月2日(水)	札幌コンベンションセンター	三重	11月21日(月)	津市アストプラザ
青森	11月29日(火)	ハートピアローフク	滋賀	11月29日(火)	ピアザ淡海
岩手	11月8日(火)	岩手教育会館	京都	11月25日(金)	池坊短期大学
宮城	11月4日(金)	フォレスト仙台	大阪	11月22日(火)	コングレコンベンションセンター
秋田	11月7日(月)	秋田市にぎわい交流館 AU(あう)	兵庫	11月18日(金)	神戸市産業振興センター
山形	11月24日(木)	山形国際交流プラザ	奈良	11月24日(木)	ホテルリカーレ春日野
福島	11月25日(金)	郡山商工会議所	和歌山	11月21日(月)	和歌山ビッグ愛
茨城	11月11日(金)	つくば国際会議場	鳥取	11月18日(金)	国際ファミリープラザ
栃木	11月29日(火)	栃木県教育会館	島根	11月17日(木)	江津市総合市民センター(ミルキーウェイホール)
群馬	11月21日(月)	Gメッセ群馬(群馬コンベンションセンター)	岡山	11月11日(金)	おかやま未来ホール(イオンモール岡山)
埼玉	11月7日(月)	ソニックシティビル	広島	11月7日(月)	広島YMCA国際文化センター
千葉	11月15日(火)	千葉市生涯学習センター	山口	11月16日(水)	シンフォニア岩国
東京中央	11月9日(水)	イイノホール	徳島	11月17日(木)	徳島大学
東京立川	11月8日(火)	ホテルエミシア東京立川	香川	11月16日(水)	かがわ国際会議場
神奈川	11月1日(火)	日石横浜ホール	愛媛	11月24日(木)	愛媛大学
新潟	11月30日(水)	アオーレ長岡	高知	11月14日(月)	高知城ホール
富山	11月18日(金)	ポルファートとやま	福岡	11月4日(金)	オリエンタルホテル福岡
石川	11月8日(火)	石川県地産産業振興センター	佐賀	11月16日(水)	佐賀県教育会館
福井	11月28日(月)	福井商工会議所	長崎	11月30日(水)	長崎県勤労福祉会館
山梨	11月29日(火)	ヘルクラシック甲府	熊本	11月14日(月)	ホテル熊本テルサ
長野	11月14日(月)	キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)	大分	11月15日(火)	全労済ソレイユ
岐阜	11月29日(火)	長良川国際会議場	宮崎	11月22日(火)	宮日会館
静岡	11月1日(火)	静岡市民文化会館	鹿児島	12月2日(金)	TKPガーデンシティ鹿児島中央
愛知	11月30日(水)	名古屋市中企業振興会館	沖縄	12月5日(金)	沖縄産業支援センター

## コラム16 令和4年の過労死等防止対策推進シンポジウム

古代ギリシアでは、赤ワインを酒神・収穫神ディオニュソスの血と捉え、この神に捧げた酒宴を「シュンポシオン」と呼んだそうです。シュンポシオンは、長時間にわたりワインを飲みながら、哲学から日常の問題まで語り合い、ゲームに興じ、そしてお酒が入るが故にけんかになることもあったとか。それが「1つの問題について2人以上の講演者が異なった面から意見を述べ、討論及び議論を行う」というシンポジウム(討論会)の語源と言われています。

令和4年も、各地の過労死等防止に努める団体等のご協力を得て、前掲の表のとおり、11月1日の神奈川会場及び静岡会場を皮切りに、12月5日の沖縄会場まで、全47都道府県、48会場で過労死等防止対策推進シンポジウムを開催することができました。

令和2、3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため各会場の収容定員に対して50%等の制限を設けましたが、令和4年はそのような制限を設けることなく、全国で4,502名に参加いただきました。

本コラムでは、東京中央会場と、その他の会場から宮城会場と熊本会場についてご紹介します。

### 〔東京中央会場〕

東京中央会場は、11月9日13時から、おなじみのイイノホール（東京都千代田区）で開催しました。

令和4年は、過労死等防止について考える議員連盟会長の田村憲久衆議院議員をはじめ、同会長代行の泉健太衆議院議員、事務局長の谷合正明参議院議員にもご来場いただき、田村会長から開会のご挨拶をいただきました。



その後、厚生労働省労働基準局総務課長の古舘哲生より過労死等防止対策白書の概要等を説明し、過労死等防止対策推進全国センターを代表し、川人博弁護士から、過労死等の具体的事例を交えて防止対策について基調講演をいただきました。

過労死遺族の体験談では、北海道、大阪など4名のご遺族からそれぞれ過労死されたご家族の当時様子やその後の状況など、貴重なお話をいただきました。

その後の分科会では、3会場に分かれ、A会場では独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センターの久保智英上席研究員から「オフの量と質から考える働く人々の疲労回復」、B会場では須田洋平弁護士から「ビジネスと人権の視点から見た過重労働・ハラスメントの問題」、C会場では株式会社キットセイコー、大和美術印刷株式会社、情報産業労働組合連合会（KDDI労働組合）より、それぞれの取組事例をご紹介いただきました。

参加者からは「決して他人事ではないと実感しました。」「自社で取り組めるものを参考にしてきたい。」などの感想をいただきました。

### 〔宮城会場〕

宮城会場は、11月4日13時30分から仙台市で開催しました。

基調講演は、「産業医としてできること、やってきたこと～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」と題して、原島浩一産業医から、事例や現状を交えながら産業医としてどのように職場環境を改善できるか講演いただきました。



また、宮城働き方改革推進支援センターから、支援した会社のPR動画も使いながら、週休1日制から完全週休2日制を実現するまでの過程を説明いただきました。

さらに宮城会場では、宮城県知事と仙台市長からのメッセージも資料として参加者に配布されました。

### 〔熊本会場〕

熊本会場は、11月14日13時40分から熊本市で開催しました。

基調講演は、「パワハラを起こす企業と起こさない企業は何が違うのかーパワハラ上司を生み出さないためにできることー」と題して、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科の津野香奈美准教授から、パワーハラスメントの具体的事例をもとに日本の文化的背景も踏まえつつパワーハラスメントを起こさないためのヒントを講演いただきました。



また、津野准教授に加え、企業の代表取締役社長2名と労働組合の事務局の4名により、基調講演を踏まえた質問への回答や、職場の風土を変えた事例、中小企業における人材育成の難しさなど、多岐にわたる活発なパネルディスカッションが行われました。

令和5年も、各地で工夫を凝らしたシンポジウムになるよう、取り組んでいきます。

(厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)

## 5.2 ▶ 過労死遺児交流会の開催

過労死等防止対策推進法に基づき作成した大綱では、国が取り組む重点対策の中で、民間団体の活動に対する支援として、「民間団体が過労死等防止のための研究会、イベント等を開催する場合、その内容に応じて、事前周知、後援等について支援する。」と定めている。

また、例年、過労死等の防止のための活動を行う「全国過労死を考える家族の会」と連携し、過労死で親を亡くした遺児等が心身のリフレッシュを図るためのイベントや、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う交流会（以下「過労死遺児交流会」という。）を実施している。

令和4年度の過労死遺児交流会は、令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、夏から冬へと開催時期を変更して、令和4年12月24日及び25日に群馬県で実施、遺児33名とその保護者19名が参加した。当日は、子ども向け体験プログラムとして、スキー体験、クラフト体験、いちご狩り体験などを実施するとともに、保護者向けプログラムとして、グループトーク、パネルディスカッションなどのほか、個別相談を実施した。

参加した保護者からは、「他の家族と交流するため、子供たちも父親がいないのは自分たちだけではないということが分かっただけでも、参加する意義があると思っています。」「普段話したり相談したりできないことを聞ける、唯一の場所になっています。全国で孤立している母子の方が、一人でも多く参加できるようになるといいなと思います。」「普段はできないことをすることができたので、良い思い出になりました。」等の感想が寄せられた。

## コラム17 過労死遺児交流会のご報告

令和4（2022）年の過労死遺児交流会は、12月24、25日に群馬県みなかみ町で行われました。当日は大雪で、現地は白一色の素敵な景色でした。

保護者のグループミーティングの中で「父親が亡くなった原因や過労死のことを、やっと子どもに伝えることができた」という話がありました。過労死は起こった時から様々な付加的問題が発生します。子どもを育てている家族にとっては労災認定されるまでの苦労はもちろん、認定されたとしても、父親のことを子どもに、いつ・どう伝えるか、進路決定の時、仕事選びの時など、過労死の影響を考え心配が尽きません。そんな中でこの交流会に参加し、同じ体験をした人の話を聞くことは、将来の見通しにつながっていくと思います。

参加した遺児たちが成人した遺児の話聞き、自分のことを話す、という取組もありました。家族の過労死を体験した遺児がどのようにそれを乗り越えて生きてきたかを聞くことは、他の遺児たちにとって、自分自身について改めて考える機会にもなります。

今年はこの交流会の開催中に、遺児も希望すれば相談を受けられることになりました。自分が大人になるまで守ってくれるはずだった親の過労死という体験をしている遺児たちには「死」が身近なものとして存在します。将来働くことが「死」に結びつくと考えた遺児もいます。このような遺児たちは、悩んだときに相談する選択肢をたくさん持っていた方が支援の手が届きやすくなります。交流会時ではなくても、オンラインで相談できる取組も厚生労働省主催で行われています。ようやく過労死遺児たちに支援の手が差し伸べられるようになってきました。これらを利用して家族の過労死によって受けた心のダメージを回復し、将来、前向きに職業選択を行えるようになってほしいと願っています。

交流会では、年下の男の子たちが、年上の遺児にお風呂に入れてもらい大はしゃぎしていました。ここでは以前自分がしてもらったことを、自然に年下の遺児にしてあげている光景がみられます。2日目は、雪が降る中、遺児たちは張り切ってスキー場行きのバスに乗り込んでいきました。また、いちご狩り・クラフトチームも集中して作品を作り充実した時を過ごしました。遺児にとっての「遊び」は肉体的、精神的での健康を増進させ、コミュニケーションを促進し、社会的な関係を築く力を作ります。特にここに参加する遺児たちは同じ体験をしているので、親が亡くなったという負い目を感じることなく振舞うことができます。

夕食後のビンゴ大会では、クリスマスということでサンタクロースも登場しました。遺児たちは「来てよかった、次の機会を楽しみにしています」という言葉を残してそれぞれ帰路につきました。



（全国過労死を考える家族の会 遺児交流会世話人 渡辺しのぶ）

## 5.3 シンポジウム以外の活動に対する支援等

令和4年度は全国47都道府県において国主催によるシンポジウムを開催したところであるが、国主催によるシンポジウム以外で、過労死等の防止に関する活動を行う民間団体の主催による「シンポジウム」や「つどい」などが行われた際には、都道府県労働局が後援等の支援を実施した。

## 5.4 民間団体の活動の周知

前記3.1の国民に向けた周知・啓発の実施において、令和4年度に過労死等に関するパンフレットを作成した旨記載したが、このパンフレットには、「労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧」として行政機関における各種窓口を掲載するとともに、「過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口」として、「過労死等防止対策推進全国センター」、「全国過労死を考える家族の会」及び「過労死弁護団全国連絡会議」を併せて掲載し、民間団体の活動の周知を図った。

### ◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

#### 労働条件等に関する相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



#### ●労働条件相談はつライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在) "Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.  
0120-811-610 平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)

#### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。  
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



#### ハラスメントに関する相談は・・・

#### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。  
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



#### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。  
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf



#### ●ハラスメント悩み相談室

職場におけるハラスメントについて無料で相談に応じています。  
https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/



#### ●あかいる職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。  
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



#### 働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

#### ●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けたアドバイスを無料で行っています。  
お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。  
http://www.mhlw.go.jp/kousei/roudoushou/shozaianni/roudoukyoku/



#### ●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。  
https://work-holiday.mhlw.go.jp/



### 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関する相談は・・・

#### ●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。  
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx



#### ●こころの耳電話相談、こころの耳メール相談、こころの耳SNS相談

メンタルヘルス不調や過労による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話相談 0120-565-455 月・火 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)



#### ●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、役立つ情報の提供を行っています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/



0120-714-864 平日 12:00~21:00/土・日 10:00~17:00(祝日及び年末年始(12/29~1/3を除く))

### ◎国による過労死等防止のための取り組み

#### ●厚生労働省 過労死等防止対策



### ◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

#### ●過労死等防止対策推進全国センター

http://karoshi-boushi.net/



#### ●全国過労死を考える家族の会

http://karoshi-kazoku.net/



#### ●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

http://karoshi.jp/



## コラム18 過労死を防止する国際的取組を

国連では、平成23(2011)年に「ビジネスと人権」指導原則が決議され、平成27(2015)年にSDGsのゴール8・ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)が採択されました。仕事による過労・ストレスでいのちや健康が損なわれることは、これら国連の方針に反する人権侵害であると考えます。

令和4（2022）年11月から12月にかけての中東カタールにおけるサッカーワールドカップは、4年に一度開催される国際的スポーツイベントとして、ほぼ全世界の国の人々がテレビやインターネットに釘付けになりました。

しかしながら、その世界的な熱狂の陰で、労働を原因として尊い人命が奪われた疑いのあることが、国際人権NGOなどの発表により明らかにされています。7か所のスタジアムと空港の建設、公共交通機関の大幅拡張などの工事の過程で、カタールに出稼ぎに来ていた外国人労働者が多数死亡したことが国際的な社会問題となっています。死因は、ワールドカップに向けたインフラ建設での労働の可能性が高いです。カタールの暑い季節は5月から9月と5か月に及び、最も暑い7月の平均最高気温は41℃、最低気温は31℃に達し、国際人権NGOなどから、酷暑での長時間労働が死亡の原因であると指摘されています。母国に残された遺族は、家計の大黒柱を失い、経済的に困窮し、失意のどん底に置かれているとの報告が出されています。具体的事例として、①トラック運転手の男性は、1日12時間から13時間働き、部屋のエアコンが故障していたところ急死した、②砂漠でのプロジェクトで配管工として働いていた男性が急死した、③空港の警備員が、炎天下での長時間勤務中に死亡した、等の報告があります。

ディーセントワークの実現とは程遠い過重労働の実態があった可能性が高いです。

日本でも東京五輪開催のための競技場建設工事の過程で、青年技術者が死亡し、労災と認定されるなど、過重労働や違法残業などの事実が明らかになりました。今後も世界万博など、国際的なイベントが予定されており、これらの準備のために働く者のいのちと健康が犠牲とならぬよう、細心の注意をはらうことが求められます。

過労死弁護団全国連絡会議は、令和4年12月1日に『KAROSHI』国際版を出版しました（英語版と同時に日本語版も出版しています）。国際版の出版は平成3（1991）年以来です。本書では、日本における過労死の実態を明らかにしつつ、その法律的・医学的分析等を行い、改革への提言を世界に発信しました。

当弁護団としては、世界の人々と協力・連携し、内外の過労死をなくす取組を強化していく所存です。

（過労死弁護団全国連絡会議 代表幹事 川人 博）

## コラム19 各分野・各地の家族の会

### 公務災害分野の取組

全国過労死を考える家族の会には、公務により被災された方やその遺族も多くいらっしゃいます。

公務災害に係る申請手続等が分かりづらかったり、申請・認定には時間もかかったりするため、会員同士での情報共有や協力が欠かせないところ、令和3（2021）年、家族の会の中に公務部会が発足しました。

公務部会では、公務災害の被災者や遺族が中心となり、2か月に一度、オンライン会議を開き、現在の公務災害事案の共有や検討、今後の防止策を話し合ったり、過労死弁護団の先生方とも連携を深めたりしながら取組を進めています。

地方公務員の働き方は役所勤務、教職員、消防、警察など様々ですが、共通することは市民の方々の生活を守るために長時間労働や休日も出勤して命を落としたり、健康を損なってしまったということです。それぞれの被災者や遺族がそれぞれの職場で二度と過労死等が出ないようにとの思いで、活動を続けています。

毎年のことですが、大切な人の喪失感だけでなく申請や認定が出るまでに時間がかかり精神的負担を抱えて生活されている方もおられることから、地方公務員災害補償基金の公務災害担当部門には引き続き、遺族に寄り添った公正で早い対応をしていただくように要請をしているところです。

また令和3年の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の見直しでは、国家・地方公務員についても今まで以上に多くの過労死等防止策が明記され、数値目標では「公務員についても、目標の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進」とされ、白書にて進捗状況が示されることとなりました。公務員の働き方が可視化されることにより、なお一層働き方の改善が進むことを期待しております。

家族の会でも引き続き、公務職場における過労死等防止の啓発活動を進めていきたいと思っております。

(全国過労死を考える家族の会 公務災害担当 工藤祥子)

### 長野過労死を考える家族の会

長野過労死を考える家族の会は、平成3（1991）年11月24日に結成され、以来32年間、一時期係争中の方がなく停滞した時期もありましたが、近年新会員が加わり、現在14家族と5人の賛助会員で構成されています。

活動内容は、会員の想いを聞きあったり、裁判を含め労災認定を巡り係争中の方々の支援を中心に2か月に1回定例会、年1回総会を行っています。定例会等に参加されなかった会員へも活動内容を連絡したり、会員同士の交流を深めるため年3回「長野ニュース」も発行しています。また、毎年11月には、過労死等防止対策推進シンポジウム長野会場への参加、働くもののいのちと健康を守る長野県センターの方々と長野労働局へ「家族の会としての要請」も行います。

仕事の代わりにする人はいても、大切な命の代わりはありません！こんなに辛くて悲しい思いをしなければならない遺族が増えないよう今後も過労死防止に向けてマスコミ等への呼びかけや啓発事業等を継続していきます。

(長野過労死を考える家族の会 小池宣子)

### 名古屋過労死を考える家族の会

名古屋過労死を考える家族の会は、平成元（1989）年3月に結成されました。

当時はあまり過労死が認知されておらず、大切な家族を亡くした遺族は悲しみ・悔しさで途方に暮れるばかりの日々を送っていたそうです。それを見かねた弁護士が発起人



となり、遺族同士がそうした気持ちの分かち合いの出来る場所として結成され、その後各地に広がることになりました。現在会員は賛助会員を含め 30 名程です。当初は働き盛りの父親の過労死が殆どでしたが、15 年程前からは若い人が過重労働とハラスメントによって自死に至る事案が増えています。現在係争中の事案もハラスメントが主な原因になっていることから、過労死等防止対策推進シンポジウムではハラスメント問題を中心としたテーマにしています。啓発授業も数は少ないですが行っています。今後も過労死・過労自殺遺族に寄り添うことは勿論ですが、働いている方々が仕事によって命を失うことのない世の中になるよう、活動を続けていきます。

(名古屋過労死を考える家族の会 伊佐間佳子)

### 岡山過労死を考える家族の会

岡山過労死を考える家族の会は、平成 7 (1995) 年 11 月 23 日に過労死・過労自殺など仕事によって命を奪われた遺族によって、①過労死・過労自殺の問題を広く社会にアピールし、その発生の予防を目指し、②被災者及び過労死・過労自殺の遺族のために労災認定及び企業補償の拡大を目的に結成されました。

過労死・過労自殺問題が注目を浴びていた 10 年ほど前には遺族を含め 20 名以上の会員が在籍し、遺族の交流も活発でしたが、コロナ禍以降活動が停止してしまい、会員の高齢化も進み遺族を含めて会員数も 10 名程となっており、会の活動自体も停滞しています。しかし、新たな遺族のために受け入れ体制は整えており、弁護士との協議の上、「岡山過労死弁護団」が結成され、活動を共にしております。

(岡山過労死を考える家族の会 中上裕章)

## コラム20

### 過労死防止学会 ～コロナ禍の長時間労働と過労死問題～

年に一度の全国大会を令和 4 (2022) 年 9 月 10～11 日の 2 日間、京都の龍谷大学・響都ホールで開催しました。コロナ禍により、私たちの働き方が一変しただけでなく、医療従事者を含むエッセンシャル・ワーカーの過労死ラインを超えるほどの長時間・過密労働、フリーランスや非正規雇用で働いている人々の大幅な収入減、それを補うための過重労働などが指摘されるようになりました。それらの実態を明らかにするため、この全国大会のメインテーマは「COVID19 災禍と長時間労働」としました。



初日は、「過労死・過労自殺の現状と課題」の共通テーマで、他学会と初めての共同シンポジウムを開催しました。産業衛生学会から江口尚氏 (産業医科大学) が「過労死、過労自殺対策における産業保健活動の今日的課題」を、日本うつ病学会から井上幸紀氏

(大阪公立大学)が「過労死・過労自殺と関連する個人や社会の要因」、そして過労死防止学会からは清山玲氏(茨城大学)が「過労死・過労自殺の現状といま求められている働き方改革」と題する報告を行いました。それぞれ専門を異にする研究者による多面的な報告と意見交換は、新しい発見と課題を知る意義深いものとなりました。

2日目の午後は、今大会の共通論題「COVID19 災禍と長時間労働」のシンポジウムを行いました。竹信三恵子氏(和光大学名誉教授)は「コロナ禍と女性労働——問われる『見えない過労』対策」、山本民子氏(江東区保健師)は「新型コロナ禍での自治体職員の労働実態と課題」、杉村和美氏(ユニオン出版ネッツ)は「コロナ禍でのメディア関連フリーランスの実態」、吉中丈志氏(京都保健会)は「コロナ禍での医師労働の諸相と働き方改革」、それぞれ大きな課題を抱えている分野から具体的な事例を交えながらの報告でした。その後、石井まこと氏(大分大学)と早川佐知子氏(明治大学)からそれぞれの報告に対するコメントや質問がなされ、報告者による追加報告など時間をめいっぱい使ったシンポジウムとなりました。WHOは「在宅勤務が増え、経済が失速したことで、長時間労働とそのリスクが一層悪化している可能性がある」と警告しているとおり、まさにそれぞれの分野で違った形で深刻な影響の実態が明らかにされました。

例年の大会と同じように、両日とも午前中は自由論題・分科会を行いました。労働行政問題から海外勤務者の過労死、芸術芸能分野のハラスメント問題まで、3会場に分かれて25人による実に多様な報告でした。以下、報告タイトルのみを記しておきます。「過労死防止からみた労働行政の問題点」、「『労働基準監督署による労災不支給処分取り消しに係る文書』の情報開示請求」、「過労死家族と過労死被害」、「過労死ゼロ社会の構築に向けた過労死等防止対策ホームページの統一的基準の提案」、「コロナ禍における航空労働者の実態と課題」、「国内航空会社勤務の客室乗務員のストレスとその対策」、「客室乗務員Tさんの労災申請とその後」、「ハラスメントを構造から理解する」、「教育現場 労働災害の患者職員に対する厳格な復職補助規格の必要性の模索」、「中国出向エンジニア過労死事件提訴の報告」、「海外赴任者の過労死」、「美術家のハラスメント」、「出版フリーランスへの経済的ハラスメントについて」、「映画制作現場でのハラスメントなど適正化の取り組み」、「映画・ある職場から見えてきたハラスメント」、「映画業界の過重労働について」、「芸能従事者の誹謗中傷・ハラスメントによる精神的ストレスについて」、「民放テレビ・ラジオ局の意思決定者の男女比率調査結果」、「芸能人のセカンドキャリアの発想」、「コロナ禍の芸能従事者のハラスメント状況」。

これら第8回大会の詳細な内容は、『過労死防止学会誌』第3号(2023年3月)をご覧ください。

(黒田兼一・明治大学名誉教授、過労死防止学会代表幹事)

ホームページ <https://www.jskr.net>